

浴光訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浴光会が設置する浴光訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護保険・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護保険・介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行うてはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：浴光訪問看護ステーション
- (2) 所在地：東京都国分寺市東恋ヶ窪3丁目28-15浴光 ShineZ 寮 301

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師もしくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師
常勤換算で2.5名以上配置する。(内1名は常勤とする)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。
- (4) 職員は職場の秩序を守り、管理者の指示に従い、勤務に励むとともに、相互に協力してステーションの業務の発展に務めなければならない。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は下記のとおり定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による相談を受け、必要時には訪問する体制を整備する。

(利用時間及び利用回数)

- 第7条 1 ステーションが行う訪問看護の提供時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度(介護保険・介護予防・医療保険利用者の場合)を基準とする。
- 2 利用者による訪問看護の利用は、医療保険の場合1週3日を限度とする。但し、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。
- 3 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族を支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(衛生管理等)

第10条 1 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 1 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及

び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(利用料等)

第15条 1 ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法、介護予防法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 医療保険

健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険・介護予防

- 1 介護保険・介護予防で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負担割合相当額を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料（介護保険または医療保険に基づく給付対象部分）とは別に、看護師等による訪問看護の提供が次の各号に該当する場合には、別表に定める額の利用料（自費分）を利用者から徴収するものとする。但し、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づくものを除く。
 - ① 第6条第1項(1)(2)で定める通常の営業日・営業時間外に訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみとする）
 - ② 第7条第1項で定める以下の時間を超えた場合
 - ・介護保険・介護予防利用者：1時間30分を超える訪問看護
 - ・医療保険利用者：週2回目以降の1時間30分超過
（ただし、老人訪問看護基本療養費Ⅱを算定すべき場合は8時間を超えた場合）
 - ③ 利用者の死亡確認を経て依頼を受けた場合に行う死後の処置（エンゼルケア等）
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険・介護予防を適用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。
- 4 ステーションは、利用者から訪問予定変更の連絡なく訪問当日にキャンセルとなった場合は、緊急の場合を除いてキャンセル料として当日の訪問看護料金の全額分を利用者から受けるものとする。
- 5 ステーションは、当訪問看護ステーションの訪問看護サービス（医療保険または介護保険、介護予防）を受けている利用者で、保険対象にならないサービスを求められる方に対し保険外訪問看護を提供することとする。利用料は別紙に定めるものとする。

（通常業務を実施する地域）

第16条 ステーションが通常業務を行う地域は、国分寺市とする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために

次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年6回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。なお、医療保険による訪問看護に関する記録（療養の給付および特定療養費に係る記録）は、療養担当規則等に基づき5年間、診療録に該当する記録は医師法の定めにより5年間保管するものとする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人浴光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月20日から施行する。

この規定は、令和6年2月19日から施行する。